

志保第 46 号  
令和2年 4月 28日

志木市内の保育施設に児童が在籍する  
保護者の勤務先事業者 様

志木市長 香川 武文

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休園期間延長にかかる被雇用者  
へのご配慮について (お願い)

日頃より、本市の児童福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましては、4月7日に埼玉県に対し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことにより、これまで一部の対象者を除いた登園自粛要請を行い、加えて4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、埼玉県は、特に重点的に感染拡大の防止の取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に位置付けられたことから、4月27日(月)から5月6日(水)までの間、市内全保育園等を臨時休園したところであります。

しかしながら、市内における新型コロナウイルス感染者が増加傾向にあることなどから、市内の保育園等で感染者やクラスターの発生の危険性はいまだに極めて高いと判断し、この度、下記の通り臨時休園期間を延長することにいたしました。

つきましては、保護者の勤務先事業者様及び関係者様におかれましては緊急事態宣言の趣旨と本市の現状をご理解いただき、保護者の皆様の家庭保育に特段のご配慮を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 臨時休園期間 令和2年5月7日(木)～5月31日(日)(日曜日・祝日を除く)  
※期間については、今後の状況により延長する可能性があります。
- 2 要請内容 下記の家庭を除き、原則として家庭での保育をお願いしております。
  - ・医療従事者
  - ・警察・消防、保育・高齢・介護・障がい者施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
  - ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合

問合せ 志木市子ども・健康部 保育課 保育園グループ  
電話 048(473)1111 内線 2450  
FAX 048(472)3215